

## 土木構造物設計ガイドライン等の改定について（案）

### 1. 背景

- ・コンクリート構造物の設計は、土木構造物設計ガイドライン（H8.6）等を踏まえ、部材の標準化等が進みつつあるものの、建設費に占める材料費のウェイトが支配的であった時代の施工形態・コスト構造に基づいた「材料」中心の設計思想（材料ミニマム）が残っている
- ・コンクリート構造物の大型化、耐震性への要求が高まるなか、型枠の製作・設置、鉄筋の加工・組み立て、コンクリートの締固作業に手間が増え生産性を阻害しており、抜本的な生産性向上を図る必要がある

### 2. 議論のポイント

#### （1）必要性能、適用範囲の明確化

- ・技術開発が進んでいる様々な生産性向上技術の普及・一般化を図るには、必要性能（性能規定）を明確にし、性能を満たすものは採用できるような指針を策定することが有効ではないか。また、適用範囲を明確にすることで、採用しやすくなるのではないか。

→土木構造物設計ガイドラインを改定し、要素技術の必要性能や適用範囲を新たに盛り込む。

#### （2）創意工夫を妨げない範囲での標準化

- ・必要性能の明示（性能規定）だけでは、現場の採用が円滑にならないのではないかと？ また、全ての事業で個別検討を行うことになり、結局、全体最適につながらないのではないかと？

→個別構造物の設計マニュアルにおいて、要素技術の採用が円滑に進むように、標準的な仕様を例示する。また、標準的な仕様を例示することにより、型枠等資機材の標準化が進み、全体最適が図られる。

（参考）

土木構造物設計ガイドライン（H8.6）

土木構造物設計マニュアル（案）—土工構造物編—（H11.11）

〃 —橋梁編—（H11.11）

〃 —樋門編—（H14.1）